

長久手食育推進支援会議設置要綱

(目的)

第1条 「長久手食育推進計画」に基づいて、市民と行政が連携し、積極的かつ魅力的な食育活動を推進するため、「長久手食育推進支援会議」(以下「支援会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育の普及啓発及び推進に関すること
- (2) 食育に係る機関又は団体との連携に関すること
- (3) 推進計画の進捗状況の把握及び評価に関すること
- (4) その他必要と認められる事項

(支援会議の構成員)

第3条 支援会議は、委員15人以内をもって構成し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育の推進に関する団体の代表
- (3) その他市長が適当と認める者

2 前項第3号の委員には公募委員も含め、その場合の公募方法・人数は別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に会長、副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、支援会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 支援会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数である

ときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて第3条に規定する委員以外の者を支援会議に招集することができる。

(庶務)

第7条 支援会議に関する庶務は、建設部みどりの推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。